事業推進の心　仮設労働安全新生プラン

ACCESS 陽のあたる安全文化の創造

もうよそう　ヒューマンエラーの他人事
語こう　安全足場で身近なしあわせ
めざそう　安心して暮らせる　心豊かな国創り

ACCESS新聞
Alliance Cooperation of Construction Equipment & Scaffolding for Safety
Vol. 81
編集・発行人　照井利明
発行所
全国仮設安全事業協同組合本部
〒103－0001
東京都中央区日本橋小伝馬町15－18　日本橋SKビル
TEL03－3639－0641
FAX03－3639－0640
ホームページhttp://www.kasetsuanzen.or.jp/ Eメールinfo@kasetsuanzen.or.jp
北海道支部　〒004－0015　札幌市厚別区下野幌テクノパーク2－1－14　電話(011)899-3275　FAX(011)899-3276
東北支部　〒981－0904　仙台市青葉区旭ヶ丘1-43-16（えんどう豆A館103号）　電話(022)301-5280　FAX(022)301-5285
関東支部　〒103－0001　東京都中央区日本橋小伝馬町15－18（日本橋SKビル5.F）　電話(03)3639-1571　FAX(03)3639-3980
北信越支部　〒950－0923　新潟市姥ヶ山6-5-26（白木ビル2-B）　電話(025)257-0066　FAX(025)257-0067
中部支部　〒457-8535　名古屋市南区長田町1-10 2F　電話(052)614-0701　FAX(052)614-0705
近畿支部　〒550－0006　大阪市西区江之子島1－6－8（シャンピア阿波座1003号）　電話(06)6443-5213　FAX(06)6443-5214
中国支部　〒730－0016　広島市中区幟町3－55（幟町ゼネラルビル6F）　電話(082)511-2051　FAX(082)227-2720
四国支部　〒769－2101　香川県さぬき市志度1883－1（大河原ビル202）　電話(087)814-2245　FAX(087)814-2246
九州支部　〒811－2101　福岡県糟屋郡宇美町大字宇美字古野ノ口3426-9　電話(092)957-0032　FAX(092)957-0033
各都道府県の支所へのお問い合わせは、各ブロックの支部まで連絡ください。

「美しい国づくり」とは国民が安全に安心して暮らせること

重点対策　災害対策の推進／国際競争力の強化
地域の活性化、都市再生／快適で豊かな国民生活の実現

足場の全段に二段手すりとつま先板の設置
―工事共通仕様書に組み入れ―

国交省対談シリーズ

公共事業予算は、財政再建で年々削減される一方、災害対策や国際競争力の強化などニーズは年々増大しています。国土交通省は、効率的・重点的に社会資本を整備するため、長期を見据えた国土形成計画づくりに取り組んでいます。竹歳誠官房長は、インフラ整備でもっとも重要なことは工事の安全と強調しています。全国仮設安全事業協同組合の小野辰雄理事長が同省を訪ね、竹歳官房長と国土づくり、労働災害防止などについて対談しました。

国土交通省官房長　竹歳　誠氏

小野　官房長の仕事は、省内だけでなく国会にも範囲がおよび、非常に幅広く、大変な重責を担っています。これから2007年度予算の本格的な執行が始まりますが、国土交通省として取り組んでいる重点的な事項を教えてください。

竹歳　今年度は、4つの重点的な政策目標があります。

一番重要なことは、ハード・ソフトが一体となった災害対策の推進であり、国民の安全・安心基盤の確立です。地震や水害など自然災害への対策、市民生活に直結する公共交通の確保などがあります。公共投資予算は毎年減っているので、限られた予算を有効に使うにはまず、豪雨災害対策の総合的な推進、地震・津波・高潮対策の重点的な対策を強化いたします。

具体的には、流域の遊水機能の保全や二線堤の整備によって住宅などを優先的に災害から守り、地震などで崩壊した地域を優先的に復旧作業をいたします。安倍晋三総理大臣が提唱している「美しい国づくり」とは、国民が等しく安心して安全に暮らせることであり、最重要課題であると認識しています。

二番目は、国際競争力の強化です。アジア各国では空港や港湾などのインフラ整備に力を入れています。わが国もこうした国々に遅れを取らないためにも、空港・港湾施設の整備に力を入れるのは言うまでもありませんが、国際物流に対応した道路網を戦略的に整備したり、輸送の効率化を図るため三大都市圏の環状道路をつくらないと、国力の低下につながり、競争に負けてしまいます。

国内の産業が競争力を維持向上できるように、施設を整備する必要があります。同時に重要なのは観光であります。「観光立国」の実現に向け、10年に外国人旅行者を1000万人受け入れるとの目標を設定していますが、これを達成するため、「住んでよし、訪れてよし」の国際競争力のある観光地づくりや外国人観光客の訪日を促進する「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の強化・高度化や雇用効果の大きい観光産業の育成を図ってまいります。

三番目は、地域の活性化・都市再生です。大都市だけが元気で、地方が落ち込んでいると、日本の発展につながりません。北海道の夕張市に代表されるように都市と地域の格差をそのまま放置すれば、地方は疲弊してしまいます。地方にも頑張ってもらう必要があります。そうした頑張る地域を支援するインフラ整備を強化し、さらに都市でも民間都市再開発を推進するための助成制度を拡充します。

四番目は、快適で豊かな国民生活の実現です。少子・高齢化社会でも国民が安心して生活できるように、住宅や公園など居住環境を整備します。また、まちの中を安心して移動できるように、歩道や公共交通機関のバリアフリー化も進めます。

小野　やらなければいけないことは増えているのに、逆に予算は減っているので、重点を絞り、優先順位を付けて仕事を進める必要があるわけですね。国交省は、国の将来をにらみながら、安全・安心にも取り組んでいます。こうした役割に国民はもっと目を向け、正しく理解すべきです。

全国仮設安全事業協同組合　理事長　小野　辰雄

竹歳　重点的な整備は、計画づくりにもいえます。全国総合開発計画に代わる長期の国土形成計画、期間が5年の社会資本整備重点計画などがあります。しかし、安全・安心は、一般市民だけのことではありません。インフラをつくる大前提として一番大切なことは工事の安全です。つまり、建設労働災害の防止です。とりわけ建設死亡労働災害の4割を占める墜落・転落死亡災害撲滅はすべての事業を行うための最重要テーマです。

小野　06年の労働災害で建設業は508人が亡くなっています。このうち墜落・転落は190人で約4割を占めています。公共と民間の比率は、公共が5分の2くらいでしょう。建築だけでなく、土木でも依然として事故が起きています。昨年も国交省の直轄工事で、19歳の作業員が亡くなりました。

一般に足場の全段に二段手すりとつま先板がついておれば、人の墜落・転落事故を未然に防止できます。また、垂直養生としてのネット・シートは、人の墜落・転落を防止できませんが、ボルトなど物の飛来・落下防止には不可欠なものです。

こうした必要な対策を実施した上でヒューマンエラーというのであればいいのですが、実際の対策はまだまだ玉虫色です。対策を講じていれば防げたのに、事故が起きるとヒューマンエラーで片付けられ、作業員の自己責任とされているケースが多いのです。

竹歳　国土交通省もこうした現状を踏まえ、事故を分析し、必要な対策を講じ、改善していきます。逆にアクセスからも国土交通省に対して具体的な提言をどしどしして欲しいと思います。

小野　発注者の立場で事故防止の対策をより強力に進めていただきたいと思います。国交省が先頭に立たないと、だれもリードする人がいません。「手すり先行工法　働きやすい安心感のある足場」については特記仕様書となっており、発注者も受注者もその指定があいまいになっています。工事共通仕様書に盛り込めば一般的な事項となり、実効性が高まります。

竹歳　おっしゃる通りです。今後、「手すり先行工法　働きやすい安心感のある足場」については、工事共通仕様書に組み入れます。ほかにも建設事故防止対策についてはあらゆる角度でできるところは早急にやりたいと思います。

小野　ところで、足場点検の強化と実施状況について、国交省が06年度に各現場でフォローアップした結果のデータがあります。チェックリストでは、組合のチェックリストに基づき、仮設安全監理者が行った点検が有効だったという評価が80%以上と高くなっています。41現場のうち27現場で不備を発見してくれたと効果を認めています。

足場の種類は60種類以上あるので、一般のチェックリストではきちんとした点検ができません。組合のチェックリストは、各種類ごとに構成しており、講習を受けて試験に合格した仮設安全監理者が点検しているので、高い評価を得ています。

竹歳　直轄の事務所で、組合の仮設安全監理者資格取得のための講習会を行っており、うちの職員もどんどん資格を取得していますが非常に良いことですね。

小野　もちろんそうです。ゼネコンの社員も受講しています。仮設安全監理資格者は国土交通省・ゼネコン職員含めて1700人近くに増えています。この人数が積極的に点検すれば、安全の確保には点検が必要だという点検文化が浸透します。現場に対して点検した結果のチェックリストを、発注者に提出するように義務付ければ安全文化が成就できます。

竹歳　国交省としても、チェックリストを出せば工事成績に加点することになっており、職員が講習会に参加するなどの取り組みをしています。ところで、全現場から安全点検の要請に対して対応できますか。

小野　大丈夫です。すぐに対応できます。資格者は組合にたくさんいますし、ゼネコンなど組合員以外でも資格を取っています。点検の文化を建設業界に植え付けることにより、将来の安全産業としての確立ができるのです。

竹歳　死亡災害は、長期的には減少傾向にありますが、全産業に占める建設業の割合は依然として約3割で減っていません。安全・安心の確保のために、点検制度の普及は欠かせません。まずは、普及させるためにはどのような方策が良いか検討していくつもりです。

小野　国交省も組合も安全・安心は最大のテーマですので、ともに協力して推進していきたいと思っております。これからもよろしくお願いします。

足場の安全点検の普及が不可欠

当組合は5月22日、東京都中央区の鉄鋼会館で第7回通常総会を開きます。総会終了後5時からは懇親会も開催します。懇親会には、経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省、厚生労働省などの行政機関から多数の来賓が予定されております。地方自治体、ゼネコン、専門工事業者、組合員を始め皆様も多数参加されますようお願い申し上げます。

第7回通常総会　鉄鋼会館で22日開催

◆「自治体の建設関係部長に聞く」は、都合によりお休みします。

東京都監査事務局

安全経費の正しい執行を監査

局長・白石弥生子氏に聞く

東京都は、スタッフ90人、5課で構成する監査事務局と監査委員による監査を実施しています。建設局は、平成16年7月から手すり先行足場を実施することを通知しており、監査事務局は安全の経費が正しく執行されているかどうかをチェックしています。白石弥生子監査事務局長に、監査についてインタビューしました。

――まずは監査委員と監査事務局の職務内容についてお聞かせ下さい

監査委員は、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から、行財政が公正かつ効率的に運営されているか監査することを職務としています。財務管理・経営管理・行政運営などに関してすぐれた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て、知事が選任します。そして、監査事務局は監査委員の職務をサポートする機関で、東京都の場合は五つの課で構成され、現在90人が職務に当っています。

――毎年、何件ほどの監査が行われているのでしょうか

平成17年度は、定例監査499カ所、工事監査1640件、このほかに行政監査や財政援助団体等監査、決算審査などを行い、全体で「指摘167件」「意見・要望47件」という監査結果でした。この結果は都議会、知事などに提出し、改善措置を講じた際は監査委員に通知され、監査委員がこの通知を公表することになります。

――貴局のホームページで、平成18年工事監査報告書を拝見したところ、ある土木工事で、手すり先行工法による枠組足場を適正に行うよう指摘されていましたね

建設局の工事では平成16年7月から、枠組足場を設置する場合には手すり先行工法を採用することを通知し、費用も計上していますので当然の指摘です。工事監査は技術監査課16人が担当していますが、他の自治体でこれほど充実した体制のところはないと思います。

――手すり先行工法を採用している自治体でも、実際は使用していない現場があるように度々聞くのですが、本来であれば工事監査で指摘されるべきということでしょうか

それぞれがどのように定めているかによると思います。手すり先行工法に関して言えば、担当者の認識不足ということもあるかもしれません。通達や仕様書などで「手すり先行工法ガイドラインによる」と明記される場合も多いようですが、「ガイドライン＝強制力無し」と判断してしまうケースもあるのではないでしょうか。都の土木工事では、平成19年度から営繕工事と同様に特記仕様書で明記することにしましたので、今回のような指摘事項は無くなると思います。

――ハード面での安全対策はもちろんですが、点検というソフト面での対策も大変重要だと思うのですが

そのとおりですね。私が都立病院の事務局にいた時は、医療ミスを防ぐためのチェックを徹底しました。人命にかかわることですから当然のことです。どのような産業でも共通して言えることですが、チェック体制を充実することで防げる事故は多数あるはずです。労働災害は、とかくヒューマンエラーを原因にされてしまいがちですが、本当の意味での「安全」というのは、ヒューマンエラーを前提にした対策が講じられているべきものだと思います。

――今後とも監査業務を統括するお立場として、厳しくご指導頂きたいと思います

私の立場としては、治安を含めた都民の安全・安心が第一優先ですし、都の発注工事での労働災害はゼロにしたいですね。

――お忙しいところありがとうございました

都発注工事でゼロ災目指す

足場の第三者点検推奨　国交省が墜落防止対策の徹底通知

国土交通省官房官庁営繕部と住宅局は、各地方整備局や都道府県などに対し、手すり先行工法のガイドラインに基づいた安全性の高い足場の活用など、建築物・住宅工事での墜落事故防止対策の徹底を通知しました。足場の組み立て完了時に専門知識を持つ第三者の点検を推奨するとともに、昇降設備や墜落防護柵の設置により屋根面からの墜落事故防止対策を推進することを求めていることが特徴です。

官庁営繕部、住宅局の各通知に共通している墜落事故防止対策は、①厚生労働省が策定した「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づいた足場の適切な活用②第三者点検の推奨③昇降設備や墜落防護柵による屋根工事での安全確保――の3つです。

官庁営繕部は、施工者から提出された安全活動の創意工夫の成果を工事成績評定の判断材料の一つとし、適切に評価することを求めているほか、事故ゼロ宣言などの看板設置による広報活動の推進なども追記しています。

通知は関連22団体にも送付、現場でガイドラインに基づいた安全性の高い足場使用を徹底して、墜落事故防止に向けた取り組みを一層強化するよう求めています。

（日刊建設通信新聞5月7日付既報）

国営整第14―5号
国住備第4号
平成19年4月17日

全国仮設安全事業協同組合　理事長　殿

国土交通省
大臣官房官庁営繕部整備課長
住宅局住宅総合整備課長

建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

標記につきましては、「建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて」（平成16年6月7日付け国営整第43号・国住備第40号、平成17年5月11日付け国営整第15号・国住備第18号及び平成18年5月11日付け国営整第15号・国住備第35号）により配慮をお願いしたところですが、今般、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）に基づく「働きやすい安心感のある足場」の使用について建設現場における取り組みのさらなる徹底等を図るため、平成19年度に国土交通省が発注する営繕工事においては別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事においては別添2のとおり、通知し、足場からの墜落事故防止の一層の強化を図ることとしましたので、参考送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、足場からの墜落事故防止に努めていただくよう、特段の配慮をお願いいたします。

別添1

国営整第14―3号
国営設第5―3号
平成19年4月17日

北海道開発局営繕部長
各地方整備局営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部長

平成19年度における営繕工事事故防止重点対策の実施について

営繕工事における工事事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき適切な対応を行ってきたところである。近年の労働災害は減少傾向にはあるが、しかしながら依然として多くの死亡者がでており、特に建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものであることから、足場からの墜落事故防止対策として平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月厚生労働省）」を適用してきたところである。

今般、直轄土木工事を対象に「平成19年度における工事事故防止のための重点対策の実施について」（平成19年3月29日付け国官技第352号）が通知されたことを踏まえ、営繕工事においても下記のとおり、平成19年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。

記

1．足場からの墜落事故防止重点対策
・足場からの墜落事故防止重点対策として、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成15年4月厚生労働省）」について、的確に実施するものとする。
・工事で設置する足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとし、適切に費用を計上するものとする。
なお、費用の計上にあたっては「公共建築工事標準単価積算基準（平成19年度版）」による。

2．工事事故防止に係る広報活動の推進
・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨することにより、工事現場の事故防止の取り組みについて現場作業員や周辺住民に周知するよう働きかける。

3．安全活動の評価等
・請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。
（各種チェックリストの活用等）
・足場点検の強化に関する措置としてのチェックリストの活用に当たり、足場の組み立て完了時の点検については、当該足場の組み立て作業を完成した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨する。

4．屋根工事等に係る安全対策
・屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、屋根面で安全に昇降するための足場（いわゆる「昇降設備」）や墜落防護柵の設置を適宜指導するものとする。

5．電気設備工事の感電事故等に係る安全対策
・安全協議会等において、工事の現場において請負者が行う工事事故防止の取り組みの中で作業手順の遵守及び高圧活線近接作業のルール遵守等、電気設備工事の安全確保の為の指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

別添2

国住備第3号
平成19年4月17日

都道府県住宅主務部長
指定都市住宅主務部長
独立行政法人都市再生機構技術・コスト管理室長
日本勤労者住宅協会総務部長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

公共住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止に関する取り組みについて

建設業の労働災害を防止するため、足場からの墜落事故を防止することは極めて重要な課題であり、国土交通省では、直轄土木工事及び直轄営繕工事において、平成15年度より「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）を適用し、平成16年度からは同ガイドラインに規定する「働きやすい安心感のある足場」を設置することとしており、公共住宅の建設工事についても、平成16年5月14日付け国住備第30号等により、国土交通省の直轄工事における取り組みを参考にして足場からの墜落事故防止に努めることを要請しているところである。

平成19年度における公共住宅の建設工事については、特に下記の対策を実施すること等により、足場からの墜落事故防止に一層努められたい。

都道府県あて：また、貴管下市町村（指定都市を除く。）、地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

指定都市あて：また、貴管内地方住宅供給公社等にも、この旨周知するようお願いする。

記

1．枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成15年4月厚生労働省策定）に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するよう措置すること。
2．屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、屋根面で安全に昇降するための足場（いわゆる昇降設備）や墜落防護柵の設置を推進すること。
3．足場点検の強化に関する措置としてのチェックリストの活用に当たり、足場の組み立て完了時の点検については、当該足場の組み立て作業を実施した者以外の専門知識を有する者による点検を推奨すること。
4．工事事故防止に係る広報活動として、請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）に係る看板等の設置を推奨すること。